

区市町村が実施している民生・児童委員の活動環境整備について（主なもの）

（１）民生委員の負担軽減（事務の工夫・スリム化・廃止の例）

＜協力事業の整理＞

- ・市役所各部署、その他団体等から協力依頼がある際は、まず協議会として受けられる事項かの会長判断の後、事務局へ情報共有することで、協力事業を整理している。
- ・実際に民生委員がどのような仕事に携わっているのか事務局でも個々に把握し切れていない現状がある。把握に努めたい。

＜事務の工夫＞

- ・高齢者への訪問調査を祝い金事業と合わせて実施し、訪問を喜ばれる工夫や、事前に調査書を送付

＜避難行動要支援者支援＞

- ・民生・児童委員に依頼している個別避難支援計画の作成を、他職種も作成可能にした

＜事務の移管・廃止＞

- ・各種配布物の配布を行政に移管・廃止
- ・福祉施設でのボランティアを廃止

＜欠員地区への対応（補充含む）＞

- ・民生委員 OB 等からの情報をもとに、新任委員の補充に向けて働きかけている。
- ・民生・児童委員協力員に、不在地区への対応などを依頼

＜民生委員をサポートする人々（民生・児童委員協力員を除く）＞

- ・区の「ふれあい相談員」が、各地区の民児協に出席し、情報交換等を行っている。
- ・コミュニティソーシャルワーカーを、区内 8 か所の高齢者総合相談センターの圏域ごとに 2 人ずつ配置し、民生委員にもアドバイスしている。

＜区市町村からの事業説明＞

- ・委嘱時に、所管課から業務を説明してもらっている
- ・相談内容別のフローチャートを作成し民生委員・児童委員へ配布している。

（２）区市町村からの補助金

- ・地区研修に係る経費に対する補助
- ・班活動に対する補助

（３）区市町村から民児協へのサポート

＜個別事例へのサポート＞

- ・民生委員同士での相談や助言ができるように班体制を整備し、負担軽減を図った。
- ・相談件数の増加や相談内容の多様化のため、民生・児童委員への相談ルートを精査
- ・可能な限り相談内容を伺ったうえで、民生委員に代わって相談先を紹介

＜民児協定例会への支援＞

- ・毎月の定例会と年 1 回の施設研修を同日に行うことを推奨（am 施設訪問、pm 定例会）
- ・整理した内容を事務局から提案することにより、会議の回数の減につながった。
- ・自分の地区の定例会に行けない場合は他の地区に参加できるシステムを取り入れている。